

平成30年12月28日

○規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部  
を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第68号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の4条を加える。

（育児を行う職員の早出遅出勤務に係る子に含まれる者等）

**第8条の3** 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第8条の3第1項第2号の規則で定める職員は、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業に係る同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他市長が定める事業を行う場所にその子（条例第8条の3第1項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条第1項を除き、以下同じ。）（これらの事業を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

**第8条の4** 条例第8条の3第1項の規定による請求は、同項に規定する早出遅出勤務

を請求する1の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

- 2 条例第8条の3第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営に係る支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書（様式第2号）により通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員にその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 4 条例第8条の3第1項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、当該請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。
- 5 条例第8条の3第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
  - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
  - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
  - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
  - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
  - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の3第1項各号に掲げる職員に該当しなくなった場合

- 6 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条の3第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 7 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第5項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（様式第3号）により任命権者に届け出なければならない。
- 8 第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

**第8条の5** 前条（第5項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者（別表第4において「要介護者」という。）を介護する職員（第10条の2において「介護を行う職員」という。）について準用する。この場合において、前条第1項から第6項までの規定中「第8条の3第1項」とあるのは「第8条の3第2項において読み替えて準用する同条第1項」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第6項中「前項各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、同条第7項中「第5項各号」とあるのは「第5項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻等）

**第8条の6** 任命権者は、早出遅出勤務の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻並びに休憩時間をあらかじめ定めて、職員に周知するものとする。

第9条第1項を削り、同条第2項第2号中「（条例第9条第1項において子に含まれるとされる者を含む。第14条第1項を除き、以下同じ。）」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「様式第1号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障について通知書（様式第2号）」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項第4号中「条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「」、「」という。）」及び「（明治29年法律第89号）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第3項」を「条例第9条第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項各号」を「第6項各号」に改め、「（様式第3号）」を削

り、同項を同条第8項とする。

第10条第1項中「(同条第4項において準用する場合を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第10条の2第1項中「第2項、第6項及び第7項第3号から第5号まで」を「第5項及び第6項第3号から第5号まで」に改め、「条例第16条第1項に規定する要介護者(別表第4において「要介護者」という。)を介護する職員(次項において「」を削り、「」という。)に」を「に」に、「第9条第3項から第5項まで及び第7項」を「第9条第2項から第4項まで、第6項及び第7項」に、「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「同条第7項第1号」を「同条第6項第1号」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「同条第9項中「第7項各号」を「同条第8項中「第6項各号」に、「第7項第1号又は第2号」を「第6項第1号又は第2号」に改め、同条第2項中「前条第1項中「第9条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を除く。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項」を「同条第1項、第2項」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第8条の4、第8条の5関係）

<p>早出遅出勤務請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(任命権者) 様</p> <p style="text-align: right;">所属・職名 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ ㊟</p> <p>次のとおり <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 のため早出遅出勤務を請求します。</p>		
請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生 (□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日等	年 月 日
要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分始業 時 分終業	理由

備考

- 1 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。この場合において、請求に係る子が請求の際に出生していないときには、「□ 出産予定日」に㊟印をし、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。
- 2 「養子縁組の効力が生じた日等」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。この場合において、当該請求に係る子が、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であるときは当該家庭裁判所への請求日を、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者であるときは当該委

託を受けた日を記入すること。

- 3 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求すること。
- 5 「請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由」欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

様式第2号（第8条の4、第8条の5、第9条関係）

<p>早出遅出勤務・深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">任命権者 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日付で請求のあった <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 について、</p> <p><input type="checkbox"/> 次の日時において公務の（正常な）運営に支障があるため承認しない <input type="checkbox"/> 公務の（正常な）運営に支障がないため請求のとおり承認する ので通知 します。</p>																															
公務の（正常な）運営に支障のある日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分～	年	月	日	時	分	年	月	日	時	分～	年	月	日	時	分	年	月	日	時	分～	年	月	日	時	分
年	月	日	時	分～																											
年	月	日	時	分																											
年	月	日	時	分～																											
年	月	日	時	分																											
年	月	日	時	分～																											
年	月	日	時	分																											
理 由																															

備考 この通知後に公務の（正常な）運営に支障が生じる日時があることが明らかとなった場合は、別途その旨を通知する。



様式第3号 (第8条の4、第8条の5、第9条、第10条関係)

育児又は介護の状況変更届  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>					
(任命権者) 様   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">所属・職名 氏 名 ㊟</div>					
□ 早出遅出勤務 次のとおり、□ 深夜勤務の制限 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に □ 時間外勤務の制限  ついて変更が生じたので届け出ます。					
届出の事由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">養育の状況の変更</td> <td style="padding: 5px;">                             □ 子が死亡した。                              □ 職員の子でなくなった。(□離縁 □養子縁組の取消し □特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった。)                              □ 同居しなくなった。                              □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">介護の状況の変更</td> <td style="padding: 5px;">                             □ 要介護者が死亡した。                              □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。                              (消滅事由 )                              □ 同居を要件とする要介護者について、その事実がなくなった。                         </td> </tr> </table>	養育の状況の変更	□ 子が死亡した。 □ 職員の子でなくなった。(□離縁 □養子縁組の取消し □特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった。) □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。	介護の状況の変更	□ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅事由 ) □ 同居を要件とする要介護者について、その事実がなくなった。
養育の状況の変更	□ 子が死亡した。 □ 職員の子でなくなった。(□離縁 □養子縁組の取消し □特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった。) □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。				
介護の状況の変更	□ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅事由 ) □ 同居を要件とする要介護者について、その事実がなくなった。				
届出の事実が生じた日	年 月 日				

備考 □のある欄には、該当する□内にㄇ印を記入すること。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号 (第9条関係)

深夜勤務制限請求書			
			年 月 日
(任命権者) 様		所属・職名 _____	
		氏 名 _____ ㊟	
次のとおり <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 のため深夜における勤務の制限を請求します。			
請求に係る子又は要介護者	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生 (□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日等	年 月 日	
職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間目(多胎妊娠の場合は、14週間目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない(養育ができる。)。		
要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )

備考

- 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。この場合において、請求に係る子が請求の際に出生していないときには、「□ 出産予定日」に

レ印をし、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。

- 2 「養子縁組の効力が生じた日等」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。この場合において、当該請求に係る子が、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であるときは当該家庭裁判所への請求日を、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者であるときは当該委託を受けた日を記入すること。
- 3 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。この場合において、「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 4 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 5 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

## 附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

小田原市長 加藤 憲 一

### 小田原市規則第69号

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小田原市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「省令」という。」を削る。

第3条中「及び、家庭的保育事業者等」を「及び家庭的保育事業者等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第24条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第13条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第19条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第20条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第42条中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「の前日」を「（以下「施行日」という。）の前日」に改め、「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「この規則の施行の日」を「施行日」に、「適用しない」を「適用しないことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第19条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第12条、第19条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第20条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第7条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条から第5条までの規定中「この規則の施行の日」を「施行日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。